

京都市告示第 32 号

昭和63年9月1日付け京都市告示第138号（河川法による河川工事の施行）の一部を河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

| 名 称 | | 区 間 | | |
|-----|-------|-------------------------|--------------------------------|--------|
| 事業名 | 河川名 | 上 流 端 | 下 流 端 | 延 長 |
| 白川 | 白川 | 京都市左京区浄土寺真如町154番地地先の馬場橋 | 琵琶湖疏水への合流点 | 1,250m |
| | | 京都市左京区北白川琵琶町36番地の沈砂池 | 京都市左京区北白川仕伏町108番地地先の上御陵橋の上流50m | 530m |
| | 白川放水路 | 京都市左京区白川琵琶町36番地の沈砂池 | 加茂大橋(鴨川)下流600mの鴨川(左岸)河川敷 | 3,140m |

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成40年3月31日まで

参考

昭和63年9月1日付け京都市告示第138号（平成10年6月25日付け京都市告示第158号により一部変更）

1 河川の名称及び区間

| 名 称 | | 区 間 | | |
|-----|--------|--------------------------|--------------------------------|--------|
| | | 上 流 端 | 下 流 端 | 延 長 |
| 白川 | 本川 | 京都市左京区浄土寺下馬場町154番地地先の馬場橋 | 琵琶湖疏水への合流点 | 1,250m |
| | | 京都市左京区北白川琵琶町36番地の沈砂池 | 京都市左京区北白川仕伏町108番地地先の上御陵橋の上流50m | 530m |
| | 今出川分水路 | 京都市左京区白川琵琶町36番地の沈砂池 | 加茂大橋(鴨川)下流600mの鴨川(左岸)河川敷 | 3,140m |

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成20年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)